

(目的)

第1条 当法人は、バレーボールの普及並びに発展を図る為、各種大会に於いて優秀な成績を収めた団体及び顕著な功績のあった個人を表彰する。

(受賞の資格)

第2条 受賞の資格は、下記に該当するものであること。

- (1) 当該年度において、JVA 主催の全国大会で第3位以上の成績を収めた団体
- (2) 当該年度において、全国大会規模以上の大会で活躍が顕著であり、表彰に値すると認められた団体及び個人
- (3) 永年バレーボールの普及、発展ならびに優秀チームの育成に顕著な功績があった個人
- (4) 当該年度において、日本を代表する選手として顕著な活躍をした個人

(表彰)

第3条 表彰は、毎年行われる当法人総会において実施する。

なお、受賞する団体が別に行う式典等で表彰を希望する場合は、上記以外でも表彰を行うことができる。表彰には、表彰状に添えて記念品を授与する。

(選考委員会)

第4条 表彰団体・表彰者の選定は、選考委員会において行う。

選考委員会の構成は、三役会（会長・専務理事・常務理事等）とする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

附則 この規程は、この法人の登記が行われた日より施行する。

一般社団法人静岡県バレーボール協会慶弔規程 (案)

(目的)

第1条 この規定は、当法人役員の相互扶助を目的とし、当法人定款に基づいて制定する。

(適用)

第2条 この規程は、次の者に適用する。

- (1) 会長、副会長、監事、顧問、参与、理事、副理事
- (2) 名誉会長、名誉副会長、名誉顧問
- (3) 会長・専務理事が認めた者

(種類及び内容)

第3条 慶弔の種類は次の通りとする。

- (1) 慶事 本人に対する国・(公財)日本体育協会・JVAの表彰受賞に対し、記念品を贈呈する。
- (2) 弔事 本人・両親(本人の実父母で別居も可)・配偶者・子供の同居者に対し、死亡の場合、花輪又は供花、弔電、香料を贈呈する。

(事後の報告)

第4条 慶弔内容の詳細については、三役会に於いて審議・決定するが、次の理事会に於いて報告する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

附則 この規程は、当法人の登記が行われた日より施行する。

制定 昭和50年2月23日
改正 昭和58年2月27日
改正 平成19年3月7日
改正 平成29年4月3日
改正 平成30年3月10日
改正 平成31年3月24日